

令和6年7月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年7月10日 午後2時40分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年7月10日 午後3時48分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋谷 佳規
安武 昇	高原 尚広	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2)欠席者

吉住 勝実

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

議案第4号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

報告第1号 農地法第5条（届出）

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時40分開会

○事務局長（ 君） 現地確認お疲れさまでした。

令和6年7月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。本日、 委員から欠席の連絡をいただいております、本日の出席人数は19名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 会長よろしく願います。

○議長（ 君） それでは、最後の農業委員会を始めたいと思います。

では、新しい農業委員さん、農区長も慣れない人は、農地パトロールの意味なり、内容なり、十分御理解じゃないと思いますので、7月で終わったと思われるかもしれませんが、8月の農地パトロールの地域の部分については、ぜひ引き継ぐような気持ちでお付き合いいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

それじゃあ、最後の農業委員会総会を、ただいまから始めたいと思います。

.....

○議長（ 君） 始めます前に、今月の議事録署名人には、 委員と 委員、よろしくお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、第7回農業委員会定例総会の議事に入ります。

議事日程1、議案第1号農地法第3条の認定について、事務局のほうから説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号7の5について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により、公正証書遺言による遺贈を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢65歳で、古賀市内で保育士をし、休日義理の兄と水稻、露地野菜の農業をされている方です。退職後は農業従事者として農業を行っていくとのことです。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っておられます。所有する農機具はトラクター、田植機、乾燥機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、小山田公民館の北東に位置する斜線部の2筆と、議案書3ページ、小山田の井堀池の北西側に位置する4筆と、議案書4ページ、小山田池の南東側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありますでしょうか。

できましたら、事務局から、普通の相続とこの遺贈の違いを説明いただければ、皆さん方も分かりやすいかなと思いますが、どんなでしょうか。事務局お願いします。

○係長（ 君） 今回の遺贈というものにつきましては、いわゆる公証役場で、遺言により相続者を指定された上で、今回届出をされたということでございます。扱いとしましては、相続の手続と同じような手続になるかと思っております。

○議長（ 君） ありがとうございます。実は、 さんが亡くなれたんですけども、実子がおるんです。それはこの受け人の夫です。ちょっと今、所在不明のような状況でございまして、そういう事情があって、公正証書での遺言を作成されて、息子の嫁に遺贈するという手続を取られましたので、この農業委員会にかけて、相続と同じような手続を踏まれるということのようです。私も初めての経験で、今回初めて知りましたが。

この3年間で初めて出てきた事例だと思いますので、一応ちょっと説明だけさせていただきます。

質問や意見等ございましたらお願いします。ございますかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案7—8かな、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、申請番号7—6、事務局の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7—6について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法5条の申請により売買を行い、個人住宅として使用していくという内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。

申請地は、青柳町の三柱神社の西側に位置する斜線部の 1 筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されていることから、第 2 種の農地と判断しております。また、町川原区域指定内の申請地になります。

次に、計画図等を説明いたします。7 ページに現況図、8 ページに計画平面図、排水計画図、断面図を記載しております。

議案書の 7 ページを御覧ください。

計画としましては、申請地内において個人住宅として使用する内容となっております。

次に、排水計画について説明いたします。8 ページを御覧ください。

雨水については、宅内から集水桝を通して北側の市道内の水路へ排水します。

汚水については、宅内の汚水桝を通して市道に埋設された公共下水道に接続し排水します。

次に、切土・盛土について御説明いたします。

申請地において、切土・盛土はございません。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和 6 年 6 月 20 日付で、無条件承諾の水利承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名・捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長(君) 委員をお願いします。

○委員(君) 地域委員の でございます。この案件につきましては、先月 6 月 20 日に地元の開発委員会がありまして、特に問題なしということで承諾いたしております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(君) 説明終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

参考までに申し上げておきます。先日、事前審査会を役員で実施しましたときに、この現地にも行きまして、実は 8 ページの車が 2 台止まる予定になっておりますが、左から 2 台目ぐらいのところに昔の駐車場跡だろうと思うのですが、コンクリが打ってありました。もともとは屋根があったのかなと想像ですが、つきますが、やはり農地からの転用ということになっておりますので、コンクリがあると農地としてはやはりちょっと認めがたいという意見が複数出まして、事前に農業委員会を通じて持ち主なり業者なりに指導をしていただきまして、一応農地に戻してくれという指導をしていただいて、コンクリは撤去、それからもう少し砂利もあったのですが、一部

の砂利も撤去して、畑とは言いませんけど、畑に近い状態に戻りましたので、この総会にかけていいということになったいきさつがございます。コンクリまで打って、はっきり農地じゃない用途に使っているということが見え見えでしたので、そういう指導をいたしました。今後も、できましたら各地域委員さん、農業委員さん、農区長も含めてなんですけど、水利委員・区長も含めてなんですけど、転用の場合はやはり農地から何かに転用するということになりますので、その前の農地に基本的には戻すということが基本だろうという気がしますので、今後次の農業委員さんなり農区長さんなりにも一応こういう事例があったという程度でございますので、お話しただいておけばなという気がします。よろしくお願いします。

御質問、御意見ありましたらお願いします。ございますかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは採決に移ります。

議案第2号、申請番号7ー6、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 9ページ、議案第3号、申請番号7ー3ですね。事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第3号農地法5条の事業計画変更申請、申請番号7ー3について説明いたします。

議案書の9ページ、10ページを御覧ください。

本件は、令和4年9月7日に物流施設、工場、作業所への転用許可を受けておりましたが、計画が変更になったため、計画変更申請が提出されております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の11ページを御覧ください。

全体の開発区域は、コスモス広場の南東側に位置する点線の網掛け部分となっており、12ページの現況図に開発区域内の農地の筆を図示しております。斜線部の計11筆になります。次に、計画図等の説明をいたします。

13ページに当初計画図、14ページ変更計画図、15ページに当初平面図、16ページに変更平面図、17ページに当初断面図、18ページに変更断面図を記載しております。

14ページの変更計画図を御覧ください。

今回の変更点としましては、当初の計画では8区画だったものが、西側の4号地の区画の一部に5号地の物流施設を増設し9区画になっております。

次に、南側の調整池の水量が増えるため40cm擁壁を高くし構造の変更を行う予定です。

次に18ページの断面図を御覧ください。

開発区域内の土量のバランスを取るため、全体的に1mから最大2.9m程度の造成をして高さを上げる計画となります。

次に、地元水利承諾書につきまして御説明いたします。

地元からは、令和6年6月19日付で、無条件での水利承諾の提出がっております。併せて、区域委員の署名・捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いします。

○委員（ 君） 地元委員の です。いろいろ検討しました結果、別に何の問題もないということで印鑑を各農区長及び農業委員の自分は押しました。一応、先ほど言われたとおり、区画が、前が8区画あったのが9区画になっております。それは5号区画の人がもう少しほしいということで、区画を広げられたそうです。

以上です。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

○委員（ 君） これはまだどういう企業、会社名とかは公表されていないですね。

○係（ 君） 企業とかは、まだはっきりとは決まっております。

○委員（ 君） 地元としてはどういう企業が来るかというのはやはり、気になるところです。新原もそうなんですけど、なかなかデベロッパーは企業名を公表しないのは、いろいろ企業サイドの事情があると思うんですけど。これ今、全然わからないでしょう。

○委員（ 君） 一応どういう会社が来るかというのは、一応この書いてあるように物流関係の会社が来るというふうには聞いております。それまでしかはっきり会社名はわかりません。

○議長（ 君） いいですか。ほかに御質問、意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。

第3号議案、申請番号7-3について賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、19ページかな。議案第4号利用権の設定について、申請番号4-19から、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第４号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができる」となっておりますことから、今回議案を上程いたしました。

今回、新規で３０件、更新で２件の申し入れがっております。

なお、今回は前後半に分けて御説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新規の申請について御説明いたします。

２０ページを御覧ください。

申請番号の７－１９と７－２０は更新でございますので、７－２１から御説明させていただきます。

申請番号７－２１、薦野にございます、１筆、面積１，１８１㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年７月１１日から令和９年１２月末までの貸し借りとなっております。

２１ページを御覧ください。

申請番号７－２２、薦野にございます、１筆、面積２３８㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和６年７月１１日から令和９年１２月末までの貸し借りとなっております。

なお、今回の借受人はアルバイトを行いながらの農作業への従事となるとのことで、万が一、農用地を適切に利用しない場合は、賃貸借契約の解除に応じる旨の誓約書を徴取して、解除条件付での利用権設定の手続を行っております。

本利用権設定には、区域委員の署名・捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。

まずは、こちらまでの御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 申請番号７－２１と７－２２、一緒に審議をしたいと思います。ただいま説明がありましたように、借受人がアルバイトをしながら、農地を借りて農業をしたいという要望のようです。品目はイチゴ。

○係（ 君） そのとおりです。

○議長（ 君） ７－２１の１，１８１㎡がイチゴの、古いハウスを借りられるみたいで、こちらは中にハウスが建っているそうです。７－２２は２，３００㎡程度の田んぼの中に２３８㎡の倉庫が、これ倉庫の面積ですかね、２３８は。

○係（ 君） 失礼いたしました。２３８㎡の敷地、敷地の全体の一部の敷地の中に倉庫が建っているということで、倉庫の面積が２３８ということではないです。

○議長（ 君） 今言いましたように、１，１８１㎡の方に建っているハウスと、

2,300m²のうちの238の中に建っている農業倉庫をお借りするということで申請が出ております。先ほど説明がありましたように、解除条件付の利用権ということになるようですが、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○委員（ 君） イチゴを始められるということですが、部会か何かに入られて出荷される、そういう計画は聞いておられますか。

○係（ 君） 御本人の希望としては部会に入って出荷したいということは聞いております。

○委員（ 君） 今イチゴを生産されている農業委員さんおられますけれど、そんなに甘いものではないと思うんですけど。

○委員（ 君） この方はイチゴをやりたいということで、何年か前から部会のある人のところに習いに行ったりとかされてはおられるんですが、なかなかうまくいかず、農業大学に通ったほうがいいんじゃないかというアドバイスで、多分昨年、1年間通われたように聞いていますが、数か月で行かなくなったとか、大丈夫かいなという不安がありますが、そういうところもあってアドバイスをしながらというのはなかなか難しだろうなと思っておりますし、今のところ部会に新規部会員としてこの方の名前は上がっては来ておりませんので、今月の総会的时候可以に普通だったら上がると思いますが、上がってはいないので、そこら辺よくわからないところはあります。

○議長（ 君） イチゴの場合は種子買うてすぐにまくとかいう状況じゃないから。苗から育てる、今ちょうど育苗時期ですけど、本当にスタートするっちゃうと今年の冬に親カブになるでしょうけどね。だからそういう具体的なことがわからないんですよ。役員会の中でもそういう意見も出ておるんですが、御承知のとおり、新規で参入される場合に幾つか方法がありまして、今新規参入して3年間ですかね、お金がもらえるというか、交付金、助成金が出るというか、その場合は事前に農地を確保して農業を始めてたら対象にならないんです。全くゼロの状態研修をすとか、法人に就職するとか、その前段があつて、スタートするときから農地を確保して農業に取り組むという段取りになるようなんですけど、この方はそういうことはもういいと。農地をまず確保して、借り受けて農業をスタートするというので、どうもやられるみたいですね。だからまあ、個人的にはやってみるのがわからないと私は思うんですけど、大変だろうなという気もしております。だから一応、解除条件付の利用権でもございますので、自分で組みたければ、自分で取り組んでみるということに、任せんとしょんないのかなという気はしています。

できればイチゴ部会のほうで、どなたか教えてもらうような、場所は薦野ですね。 さんやら、 さんやら、おんしゃあけん、本当はそういうところに学びながらやればいいの

でしょうけど、どうもなんか、そういう協調性というか、ちょっと欠けるような気がしますけど。

○委員（ 君） 新規就業者ということで、農業を新規就業者で農業をするということとは、いろんな規制とか、それからシステムとかいろいろあると思いますけど、農業というのは、自論ですけど、情熱だけでもやっていくことができます。今話を聞くと、この人なりを考えると、あまり褒められたような人格でないようにも思えるんですが、この賃借、農地の、これは本人が見つけてこられたということですか。

○係（ 君） おっしゃるとおりです。

○委員（ 君） ということは、それだけやっぱり情熱がある、農業に対しての情熱を持ってあるということですよ。ただ、いろんな性格があって、人から習うのが嫌いだとか。私も農業していますけど、ほとんど私の先生はY o u T u b eです。Y o u T u b eで勉強しながら、自分の感性と、そこらで農業をやっているという方も当然おられると思うんです。だからそこは、色眼鏡で見ることなく、すべからくその新規就業者の方は、同じように農林振興課事務局のほうで支援をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございました。事務局よろしくお願いします。イチゴ部会もよろしくお願いします。

○委員（ 君） イチゴされるにハウスの、それこそ、資材費とか、この私ね、賃料を見てびっくりしたんですよ。今までないような金額がここに、5万円とか5万円とか、これも賃料かなり金額でありまして、まだこれイチゴ本格的なのじゃあ、それこそ生産して売上げとなるとかなり金額になっております。この方を宇美町で聞くと、吉村さんのお父さんがJ Aの関係者であって、それこそお父さんの助言とか、周りの手助けとか、当然これあつてのことだろうと思います。アルバイトで資材をととても交流しながら、賃料分だけ払うという、何かやっていくという当初のですね、計画も何かむちゃくちゃなような気がします。まあその辺はお父さんの助言と周りの手助けあたりが当然あつてのことだと思ひますし、まあ古賀のほうで成功されるなら、ぜひともこう応援を、まあしてやったほうがいいと思いますので、周囲から見守ってやって、声かけとかそれこそやったら失敗しない方法とか、そういうのを皆さんに教えていただいてからというようなことがいいと思いますので、この方と一回お会いもしたいなというような気持ちもちよつと持っております。機会があつたらお願いいたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ほかに御意見でも結構ですが、ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それじゃあ、新規でありますけど、一応解除条件付の利用権でございますので、一応このまま推移を見守りたいというふうに思いますので、それでは賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。
事務局。

○係（ 君） ありがとうございます。それでは続きまして、4号議案の後半の御説明に入らせていただきたいと思います。

それでは、申請番号の7ー23以降の説明に入ります前に、以降から 会長が関係者になりますことから、ここで一時退席のほうをお願いいたします。以降の議事進行、 副会長すいません。お願いいたします。

〔 会長 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第4号の御説明を続けます。なお、申請番号7ー23から7ー48につきましては、後ほど報告第2号で御報告させていただきますが、26件、全て、農事組合法人ファームの提出分で、同一地の利用権設定を一度合意解約した上での利用権設定であり、実質的には更新になりますことから、この申請番号7ー23から7ー48につきましては、読み上げを省略させていただきたいと思います。

それでは、議案書の35ページを御覧ください。

申請番号7ー49、新原にございます、2筆、合計面積1,410㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年7月11日から令和21年12月末までの貸し借りとなっております。
36ページを御覧ください。

申請番号7ー50、新原にございます、8筆、合計面積4,955㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年7月11日から令和16年12月末までの貸し借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の署名・捺印をいただいておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局からの説明が終わりました。御意見、質問はございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、裁決に入りたいと思います。

申請番号の7ー23から7ー50に対しまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔 会長 着席〕

.....

○議長（ 君） 議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告について、申請番号7—1からか。7—1やね。事務局お願いします。

○係（ 君） それでは、議案第5号について御説明いたします。

説明に入ります前に、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第5号の御説明を続けます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項及び第2項により、農地中間管理機構は、市町村等に対して農用地等の保有及び利用に関する情報提供、農用地利用集積等促進計画案の作成等を求めることができるようになっており、農地中間管理機構の求めに応じ、今回議案を提案いたしました。今回、更新で1件の申出がっております。

それでは、37ページを御覧ください。

申請番号7—1、薦野にございます、1筆、面積2,073㎡、貸付金、借受人は記載のとおりです。令和6年11月1日から令和11年10月末までの貸し借りとなっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。

議案第5号、申請番号7—1、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 今回ちょうど、先ほどからずっとお話ししておりました利用権設定が来年3月いっぱいまでで、4月以降は利用権設定の継続ができなくなるというお話は、ずっとしておったと思います。先ほど私、中座したときですけど、私どもの法人で借り受けしている分の農地のうち、来年の3月いっぱいまでで、期間、期限が、まだ来ないもの、来年3月いっぱいではまだ利用権設定期間中のものを、今回こういうふうで、後ほど出てきますけど、合意解約をさせていただいて、その利用権の期間のところにありますように、15年間の利用権設定を再度結ばせていただいております。多数出しましたけど、今最後に審議がありました第5号議案につい

ては、同じ利用権設定ですけども、括弧内にありますように、農地中間管理事業における利用権の設定ということで、中間管理機構を通した貸し借りということになります。だから、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定が一つ、中間管理事業を使った利用権設定が一つ、もう一つは、一番最初に審議をいただきました、農地法第3条による農地の貸し借り、一応この3つが農地の貸し借りができるわけです。利用権設定が来年3月いっぱいになくなるということになりますので、4月以降は農地法第3条による貸し借りか、一番最後に審議いただきました農地中間管理事業による貸し借り、いずれかで貸し借りをするということになります。

私の法人は、ちょっと手続煩雑になるということを理由に、今回合意解約と新たな利用権設定をさせていただくということになりましたので、数多く出させていただきました。そういうことで、ありがとうございました。

午後3時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員